

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年 3月 3日	合併協議会提案	平成15年 3月 17日
--------	-------------	---------	--------------

協議項目(番号)	公共的団体等の取扱い (項目 No. 17)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2 3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成15年 4月 17日</p> <p>平成15年 7月 2日 改正</p>

留意事項	先進事例	備考
<p>合併市町村の区域にいつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。</p> <p>合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整理を図るよう努めなければならない。」と努力義務が定められています。</p> <p>ここでの「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同様で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。</p> <p>同条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができるとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。</p> <p>(「合併協議会の運営の手引」より)</p>	<p>南宇和合併協議会 (H16.10.1.合併予定)</p> <p>公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。</p> <p>1 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>西東京市 (H13.1.21.合併)</p> <p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>4 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>	